

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画主体	椎葉村

# 椎葉村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：椎葉村役場 農林振興課

所在地：宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

電話番号：0982-67-3206

FAX番号：0982-67-2825

メールアドレス：shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、サル
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	宮崎県 椎葉村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成23年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	イネ	1,782千円、 1.5ha
	野菜	6,340千円、 4.4ha
	飼料作物	2,160千円、 8.0ha
	計	10,282千円、 13.9ha
シカ	野菜	1,840千円、 1.2ha
	特用林産物	1,966千円、 3.9ha
	森林(スギ・ヒノキ)	26,100千円、 87.0ha
	計	29,906千円、 92.1ha
サル	野菜	235千円、 0.6ha
	特用林産物	441千円、 0.9ha
	計	676千円、 1.5ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

2) 被害の傾向

①イノシシ

4月～6月にかけてのタケノコ類、8月～10月にかけての水稻への被害が多く発生している。水稻への被害はほぼ村内全域に広がっており、特に田植えと収穫時期に被害が多い傾向にある。飼料作物(牧草類)への被害も発生している。

## ②シカ

県の調査によると、本村における生息密度は15.4頭/k㎡と極めて高い密度になっており、被害は年間を通してほぼ村内全域において発生している。水稲などの農産物をはじめ、スギ・ヒノキなどの造林木への被害が顕著である。最近では椎茸への被害も増加している。また、希少な高山植物が食害などによって壊滅的な状況にある。

## ③サル

シイタケやクリの被害に限られた地域で発生していたが、最近では被害区域が拡大しイモ類や野菜類の被害が増加傾向にある。目撃情報も増えており、人への被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(平成23年度)		目標値(平成26年度)	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
イノシシ	13.9	10,282	9.7	7,197
シカ	92.1	29,906	64.4	20,934
サル	1.5	676	1.0	473

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して有害鳥獣捕獲班(8班)を編制している。 捕獲手段に関しては主に銃器を用いて実施されているが、ワナ猟による捕獲も進めている。	高齢化による狩猟者の減少や被害地域の拡大により十分な捕獲活動が困難になってきており、後継者の育成が急務となっている。また、人家周辺での被害が増加しているため、捕獲機材による捕獲の普及促進、施設整備が課題となっている。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>電気柵に関しては、県の補助並びに村単独にて設置者に対して補助金を交付している。</p> <p>防護ネット等に関しては、村単独にて設置者に対して補助金を交付している。</p>	<p>設置後の下草の除去や破損箇所の点検など適正な管理による防護資材の機能維持が望まれる。</p> <p>また、小規模な耕地が広範囲に点在することから、共同での防護資材の設置、管理が困難である。</p>
----------------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ①地域一体となった集落対策の推進

地域住民による被害状況・集落環境の把握活動を推進し、地域にあった捕獲・被害防止活動につなげる。数戸共同による防護柵等の設置を推進する。

##### ②適切な捕獲対策の推進

有害鳥獣捕獲班の活動を強化するため、捕獲ワナの購入などを進めていく。適正な個体数管理に向けた捕獲体制の強化が必要なため、捕獲班同士の更なる連携強化を図り、被害が多い地域においては複数班による一斉捕獲活動を実施していく。高齢化による捕獲班員の減少が予想されるため、銃猟からワナ猟への移行も推進する。また、近隣町村と設置した広域協議会の中で情報を共有し、効率的・効果的な捕獲活動も実施していく。

##### ③生息環境対策

耕作放棄地の解消や餌となる放置果樹などの撤去を行い、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを進める。

##### ④マイスター・リーダー等の担い手の育成

捕獲に従事する後継者育成対策を進める。また、関係機関が実施する研修への参加を促進し集落のリーダー的人材の育成に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会

捕獲班数 : 8班 ※ 村内を8地域に区分しそれぞれを担当

班員数 : 87名(平成24年度)

※第一種銃猟 74名 わな猟 41名

捕獲体制 : 班員数の少ない地域については、複数の班にて捕獲活動を実施。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他の捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24年度	シカ、イノシシ、サル	捕獲班員の確保・育成 捕獲機材の導入促進
25年度	シカ、イノシシ、サル	捕獲班員の確保・育成 捕獲機材の導入促進
26年度	シカ、イノシシ、サル	捕獲班員の確保・育成 捕獲機材の導入促進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

イノシシに関しては、生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていない。しかしながら、水稻やタケノコを中心に被害が増加傾向にあるため、現在本村において狩猟期間中も含めて有害捕獲されている500頭を捕獲計画数として設定し、継続して被害の軽減を図る。

## シカ

第4期宮崎県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画では、本村の生息密度が15.4頭/k㎡となっている。当該計画に基づき、保護優先地域（国定公園・鳥獣保護区）については5頭/k㎡、コントロール地域については2頭/k㎡を目標とし、平成27年度以降も継続して捕獲に取り組むこととする。また、有害鳥獣捕獲交付金（猟期中のシカ捕獲に対する助成）にて、猟期中もシカの捕獲頭数を把握することができることから、有害捕獲と狩猟の両面より計画を設定する。

## サル

第4期宮崎県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画に基づき、農林産物の被害軽減を目指しながら人とサルとの共存を図ることを目標とする。被害地域が拡大傾向にあることも考慮した捕獲計画数を設定する。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	捕獲予定 550頭	捕獲予定 550頭	捕獲予定 550頭
シカ	捕獲予定 1400頭 (狩猟による捕獲500頭を含む)	捕獲予定 1750頭 (狩猟による捕獲500頭を含む)	捕獲予定 1750頭 (狩猟による捕獲500頭を含む)
サル	捕獲予定 1頭	捕獲予定 1頭	捕獲予定 1頭

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

## 捕獲等の取組内容

被害発生地域においては通年捕獲ができる体制とする。捕獲手段は猟銃を中心とし、人家周辺については捕獲機材を積極的に導入し大型捕獲ワナの導入も進める。ワナ猟の新規取得者を中心に捕獲技術の研修会などを実施し、即戦力となる担い手の育成に努めていく。また、有害捕獲において銃猟は必要不可欠であり、あわせて担い手の確保に向けた取り組みを進めていくこととする。

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
シカ、イノシシ	電気柵：5,600m	電気柵：4,500m	電気柵：4,500m
	防護ネット：9,600m	防護ネット：7,000m	防護ネット：7,000m
	金網柵：15,050m	金網柵：14,500m	金網柵：7,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24年度	シカ、イノシシ、サル	侵入防止柵の管理、研修会の実施 被害防止対策についての普及啓発
25年度	シカ、イノシシ、サル	侵入防止柵の管理、研修会の実施 被害防止対策についての普及啓発
26年度	シカ、イノシシ、サル	侵入防止柵の管理、研修会の実施 被害防止対策についての普及啓発

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

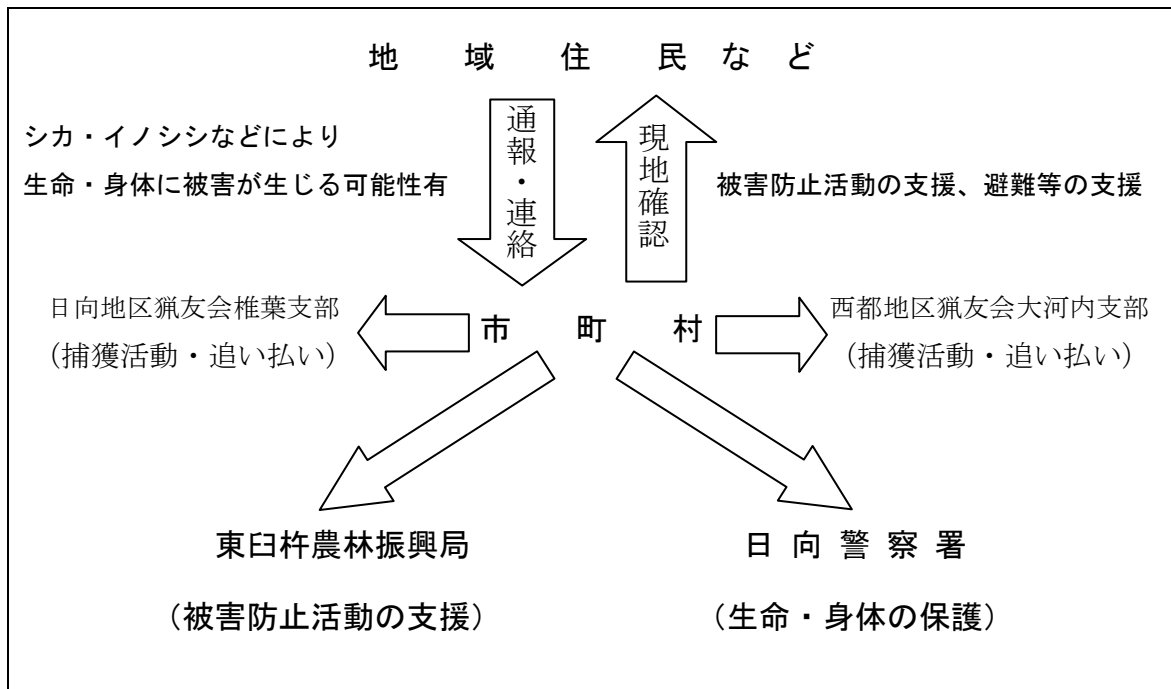
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援
日向警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
椎葉村	被害防止活動の支援、避難等に関する支援
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフォロー図等により記入する。



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	椎葉村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
椎葉村	被害防止活動の支援
椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
耳川広域森林組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害林家への指導・支援
J A日向農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害農家への指導・支援
被害地区農林業者	侵入防護柵の管理、追上げ・追払い等の活動

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の構成機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

椎葉村鳥獣被害対策実施隊（平成24年3月30日設立） ・椎葉村職員2名（隊長1名、隊員1名）・事務局は椎葉村農林振興課内 主な活動は、①防護柵等の設置に係る指導 ②集落における被害防除対策などの指導・助言 ③有害捕獲班と連携した追い払い等の活動 等
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自家消費又は速やかに捕獲現場にて埋設処分等を行うこととする。
--

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣町村で設置した広域協議会活動の中で情報の共有化を図り、広域連携による一斉捕獲活動などの強化を進めていく。
--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。